

令和3年度用 一般図書選定案

| 学校名 | 発行者名 | 図書名 |
|--------|----------------|---|
| 東岐波小学校 | 株式会社 学研プラス | 小学全漢字おぼえるカード |
| 西岐波小学校 | 有限会社 KOBATO | 中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く) |
| | ひかりのくに 株式会社 | マナーやルールがどどんわかる！ 新装改訂版みぢかなマーク |
| | 株式会社 フレーベル館 | ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび |
| 岬小学校 | 有限会社 KOBATO | 初級編ステップアップ こくご1 |
| | 有限会社 KOBATO | 中級編ジャンプアップ とけい・おかね・カレンダー |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための国語5 |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1 (改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算) |
| | 株式会社 民衆社 | さんすうだいすきあそぶ・つくる・しらべる3年 |
| 藤山小学校 | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2 (改訂版) (かたかな・かん字の読み書き) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め) |
| | 株式会社 同成社 | ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算) |

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立小中学校管理規則(昭和三十二年教育委員会規則第五号)の一部を次のように改める。

令和二年 月 日

宇部市教育委員会教育長 野 口 政 吾

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 教育長は、教諭等(教諭、養護教諭及び養護助教諭、栄養教諭及び学校栄養職員、助教諭及び講師をいう。以下この項において同じ。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に關し必要な事項を定めるものとする。

2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に關し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定により、宇部市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し法令、条例その他別に定めのあるものを除くほか必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 教育活動

(教育指導計画の作成)

第二条 校長は、学習指導要領の基準及び教育委員会の定める方針に基づき、教育指導計画を作成するものとする。

(教育課程の届出)

第三条 校長は、毎年度初めにその年度に実施すべき教育指導計画を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育指導計画には、少なくとも教育指導の重点並びに教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当を学年別に記載するものとする。

(平一五教委規則五・一部改正)

(学習の評価方針)

第四条 校長は、学習指導要領に示されている目標を基準として、児童又は生徒の学習成績の判定のための評価方針を定めるものとする。

(原級留置)

第五条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長が前項の規定による処置を行ったときは、その状況をすみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(平一三教委規則四・平一五教委規則五・一部改正)

(感染症による出席停止)

第六条 児童又は生徒が、感染症にかかり、若しくはそのおそれがある場合には、校長は、その保護者に対し、出席停止を指示することができる。

2 校長が前項の規定による出席停止を指示したときは、その状況をすみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(平一三教委規則四・全改、平二二教委規則三・一部改正)

(性行不良による出席停止)

第七条 次の各号に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童生徒の教

育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、校長は、様式第一号により教育委員会に出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- 一 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定により意見の具申があつたときは、教育委員会は、当該児童生徒の保護者の意見を聴取の上、出席停止の決定を行うものとする。

3 前項の規定により、出席停止の決定をしたときは、教育委員会は、当該児童生徒の保護者に対し、様式第二号によりその理由、期間等を明らかにして、出席停止を命じるものとする。

(平一三教委規則四・全改)

(校外行事)

第八条 学校が教育活動の一環として実施する修学旅行、対外試合、水泳、キャンプその他の校外行事については教育委員会の定める基準又は方針に基づき、これを行うものとする。

(学校の施設以外の施設の利用)

第九条 学校が教育上の必要により、学校の施設以外の施設を一定の期間計画的かつ継続的に利用する場合においては、校長はその利用計画の大要について学校の施設以外の施設の利用届(第一号様式)によりあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

第三章 教科書以外の教材

(教材の承認)

第十条 学校が教科書の発行されていない教科の主たる教材として児童又は生徒に使用させる教科用図書(以下「準教科書」という。)については、教科書以外の教材使用承認願(第二号様式)によりあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(教材の届出)

第十一条 学校が教材として計画的かつ継続的に次の各号に掲げるものを児童又は生徒に使用させる場合は、教科書以外の教材使用届(第三号様式)によりあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

- 一 教科以外の活動において使用する図書
- 二 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考図書
- 三 学習の過程において使用する(休業中に使用する場合を含む。)各種の学習帳又は日記帳の類

第四章 職員組織

(職員)

第十二条 学校に、校長、教頭、教諭及び事務職員を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

2 学校に、前項のほか、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員その他必

要な職員を置くことができる。

- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 6 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。
- 7 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 8 事務職員は、事務をつかさどる。
- 9 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 10 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 11 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 12 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(平二七教委規則七・平二九教委規則二・一部改正)

(校務分掌)

第十三条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

(教務主任及び学年主任)

第十四条 学校に、教務主任及び学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任又は学年主任を置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡、調整、指導及び助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡、調整、指導及び助言に当たる。

(保健主任)

第十四条の二 学校に、保健主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 保健主任は、校長の監督を受け、保健計画の立案その他の保健に関する事項について連絡、調整、指導及び助言に当たる。

(生徒指導主任)

第十四条の三 学校に、生徒指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡、調整、指導及び助言に当たる。

(進路指導主任)

第十四条の四 中学校に、進路指導主任を置く。

2 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡、調整、指導及び助言に当たる。

(研修主任)

第十四条の五 学校に研修主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 研修主任は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(司書教諭)

第十四条の六 学校に司書教諭を置く。ただし、十一学級以下の学校については、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(平一五教委規則五・追加)

(その他の主任等)

第十四条の七 この規則で定めるものを除くほか、学校に必要なに応じて校務を分掌する主任等を置くことができる。

(平一五教委規則五・旧第十四条の六線下)

(主任等の任命)

第十五条 第十四条及び第十四条の三から前条までに規定する主任等は教諭のうちから、第十四条の二に規定する主任は教諭又は養護教諭のうちから校長が命じる。

(平八教委規則一・一部改正)

(主任等の任期)

第十五条の二 前条の規定により命じられた主任等の任期は、四月一日から翌年三月三十一日までとし、再任を妨げない。

2 年度途中で主任等を命じられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(校務分掌の報告)

第十五条の三 校長は、毎年度、校務分掌を定め、所属職員に分掌を命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(事務長)

第十五条の四 学校に事務長を置くことができる。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

(平二七教委規則七・追加)

(主査)

第十六条 学校に、主査を置くことができる。

2 主査は、校長又は事務長の監督を受け、事務を掌理する。

(昭五九教委規則一・追加、平二七教委規則七・一部改正)

(事務主任)

第十六条の二 学校に、事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、校長又は事務長の監督を受け、事務をつかさどる。

(昭五九教委規則一・旧第十六条線下、平二七教委規則七・一部改正)

(主任主事及び主事)

第十六条の三 学校に、主任主事又は主事を置くことができる。

2 主任主事及び主事は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(昭五九教委規則一・旧第十六条の二線下・一部改正)

(栄養主任等)

第十六条の四 学校に、栄養主任、主任栄養士又は栄養士を置くことができる。

2 栄養主任、主任栄養士及び栄養士は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(昭五九教委規則一・追加、昭六三教委規則三・一部改正)

(主査等の任命)

第十六条の五 第十五条の四から第十六条の三までに規定する職員は、事務職員のうちから、前条に規定する職員は、学校栄養職員のうちから山口県教育委員会が任命する。

(昭五九教委規則一・旧第十六条の三線下・一部改正、平二七教委規則七・一部改正)

(職員会議)

第十六条の六 校長の職務を補助させ、もつて学校運営の円滑化を図るため、学校に職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 前二項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(平一二教委規則三・追加)

第四章の二 学校評議員

(平一二教委規則三・追加)

第十六条の七 学校に、学校運営上必要があるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、学校評議員について必要な事項は、別に定める。

(平一二教委規則三・追加)

第五章 施設設備の管理

(施設設備の管理)

第十七条 校長は、施設の使用目的若しくは使用区分を変更し、又はその模様替えをしようとするときは、使用目的（使用区分）変更（模様替え）願（第四号様式）によりあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 校長は、施設設備のうち学校の用に供することができなくなつたか、又はその必要がなくなつたものについては不要施設（設備）に関する報告（第五号様式）により教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

3 校長は、施設設備が亡失し、又ははなはだしくき損したときは、施設（設備）亡失（き損）報告（第六号様式）により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（目的外利用）

第十八条 校長は、施設設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、長期の利用又は異例に属する利用の場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

（警備、防災の計画）

第十九条 校長は、毎年度初め、学校の警備及び防災の計画を作成し、必要な訓練を行い、警備及び防災について万全を期さなければならない。

第六章 雑則

（報告）

第二十条 校長は、前各条に定めのあるもののほか、学校に関係のある重要又は異例の事態が発生したとき、及びそのおそれのあるとき、又は校長が特に必要と認めたときには、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（この規則の施行について必要な事項）

第二十一条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

（附則 省略）